九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ジョン・フォーテスキュー著『自然法論　第二部』（邦訳）（三）

直江，眞一
九州大学大学院法学研究院

https://doi.org/10.15017/8737

出版情報：法政研究. 74 (1), pp.129-153, 2007-07-31. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

資料

ジョン・フォーテスキュー著『自然法論　第二部』（邦訳）（三）

直江眞一　訳

第二三章　男に服している女だけが、男を支配することができる。

さらに私の母は、次のように述べている。すなわち、王同然にその臣民を支配している一定の公や辺境伯や伯の娘達は、その地位と財産において両親を相続する、しかもかれらの権原と私の母の権利との間には全く相違が見出されない、と。しかし彼女は、これらの権原と我々が提起している問題の間で正しく区別をしていない。[1]

〔確かに〕多くの財産を所持している高貴な女やその他の女がしばしば男を支配しているということについては、かつて誰も疑いを挟んだことがない。例えば、母は息子を、既婚女性は家を、勤勉な妻は夫のファミリアを支配する。何故なら、男に服している女が男を支配することができるということを自然法は禁止していないからである。我々の議論――それは、最高の統治に関してのみ判定を下すものである――もまた、そのことを否定するものではない。[2]

女は男を助けるために造られているのであり、また男は神に次いでこの世の支配者（presidens）なのであるから、男を助けるべく造られた女にとっては、その義務において、できうる限り自らを捧げる（sibi patrocinium adhibere）ことが適しているのである。

すなわち、男は他の者を通して自らが統治する者達を支配する。それ故、女達が支配しているように見えるすべての人々を、男達――女達はその下にある――もまた支配しているのである。それはあたかも、人が支配しているすべての被造物を、神もまた支配しているようなものである。それ故に、『原因論』（De Causis）の著者もまた、第二原因がなしうることは何であれ、第一原因はより高貴な方法でなしうると言っているのである。[3]

それ故に主は、男を助けるために女を造ろうとして、「彼に合う助ける者を造ろう」と言っているのであり、[4]私に合う者とは言っていないのである。しかし、神を助ける者として、すなわち、神の代理人のごとくに地上を支配す

るために造られた男は、神に似せて創造されたが、他方、男を助ける者として造られた女は、神ではなく男に似せて造られたと言われている。何故なら、女は男とは違って、至上の存在として万物を支配する神に似ていないからである。女は最高の存在として支配することができないが故に。[5] そうではなくて、男の下ですべてのものを支配することすらできる女は、神の下ですべてのものを支配する男に似せて造られたのである。

『創世記』第五章に、「これはアダムの系図の書である。神は人を創造された日、神に似せてこれを造られ、男と女に創造された」と書かれているのは、[6] そのためである。『創世記』は男と女の両方が創造されたと言っているが、しかし、男だけが神に似せて創造されたと言っている。同じく、同書第一章にも、「神は御自分にかたどって人を創造された。神にかたどって創造された。男と女に創造された」と書かれており、[7] 男と女の両方が神に似せて創造されたとは言わず、また両方が神にかたどって創造されたとも言っていない。

したがって自然は、男の下で女が男を支配することができるということを否定するものではない。そこから自然自体は、より上位の支配者によって支配されている公、辺境伯、伯を女が承継すること、あるいはその領地に属する人々を支配することを、禁止するものではない。

他方、ローマ法は、女がそのような人々の領地を継承することを認めてはおらず、使徒もまた、『テモテへの手紙一』の第二章において、女が男に対して支配を行使することを許してはいない。[8] しかし、今はそれらのことには触れないでおく。と言うのも、我々は後述においてそれらのことをよりはっきりと示すからである。また、今我々が認めたことは私の大叔父の言っていることに反するわけでもない。[9] 彼は、上述において、女は自然に家内の仕事にのみ向けられていると言っているからである。[10] と言うのも、女は男の下で家外的な仕事をも果たすことができるのではあるが、他方家内的な仕事に対するのとは違って、それを自らの力でなしとげるに十分である程、それに対して完全なものとはされていないからである。

すなわち女は、臆病さの点で戦列から、知性の浅薄さの点で国政（policia）に携わることから、体格の弱さの点で耕作の仕事から、ある種の不注意の点で商人の取引から、遠ざけられている。同様に、女は、ある種自然の欠陥によって、ファミリアの事柄に関する仕事を除いて、あらゆる指導的仕事（administratio）から排除されている。そ

こで、女はそれを男の管理と監督の下でなければ指導的に行なうことを許されていないのである。

ここから自然は、女を男の支配（dicio）に服せしめ、それ故、男にしたがっている限り、女は男をも支配することができる。その場合には、女による統治は、女の支配というよりはむしろ男のそれと考えられる。

かくして、公およびその他の支配者の娘に関して私の母が示した例――他方、それを認めない法もあるのであるが――は、そのような娘が男の下で男を支配することができるとはいえ、女がより上位の者に服していない王国を支配することができるということを証明するものではない。

（1）著作集版では secernit recte であるが、ランベス写本では recte secernit である。

（2）ランベス写本では deceptat であるが、著作集版同様 decernet と読んでおく。

（3）編者は、次のような註を付けている。「『原因論』の著者の名前は、アル・ファーラービー（Alfarabius）〔八七〇年頃―九五〇年〕である。彼〔の著作〕はアエギディウス・ロマーヌスによって編集され、一五五〇年にヴェネチアで出版された『ブールジュ大司教にして、諸博士の中で卓越せる者、聖アウグスティヌス隠修士会員、この上なく高名なアエギディウス・ロマーヌスによる、原因論の著者、すなわちアル・ファーラービーに関する著作』（*Fundatissimi AEgidii Romani, Archiepiscopi Bituricensis, Doctorum praecipui, ordinis Eremitarum Sancti Augustini, Opus super Auctorem de Causis, Alfarabium*）なるタイトルの書物として印刷に付されている。〔本書においては〕『著者』の主張が長々と紹介され、アエギディウスはそれにコメントを付している。フォーテスキューによって引用されている一節は次の箇所である。『第二原因がなすあらゆる作用を第一原因もまたなす、と言うよりもむしろ、第一原因はそれをより高くまたより気高い方法でなすのである』（一五五〇年版の第四葉）。アクィナスの作品の中にはこの『著者』に対するコメントがあり、フォーテスキューはそこからその知識を得たのかもしれない。私は、この註をスタッブズ教授とボドリアン図書館員のH・O・コクス師に負っている」（*The Works*, pp.368-369）。なお、アル・ファーラービーについては、『中世思想原典集成　一一』（平凡社、二〇〇〇年）五〇頁以下に解説がある。

（4）『創世記』二、一八。

（5）著作集版の summa は、ランベス写本では summe である。

（6）『創世記』五、一―二。

（7）同一、二七。

（8）『テモテへの手紙　一』二、一二「婦人が教えたり、

男の上に立ったりするのを、わたしは許しません」、参照。

(9) 著作集版の nequa は、ランベス写本では neque である。

(10) 前出第八章、参照。

王の弟による姪の主張に対する反論[1]

第二四章　女の本性的な弱さは、女を統治から排除するのではなく、女が〔統治から〕排除される理由を示している。[2]

次いで、王の孫が話すのをやめたので、〔王の〕弟が直ちに以下のように話を始めた。私は、女が甘受している不完全さと弱さは、女を最高の統治に携わることから排除する理由であると断ずるものではない。その点では私は、王の娘が言っていることに同意する。[3]そうではなく私は、女を男よりも劣ったものにしている本性的な才能の不足(defectus naturalium bonorum)は、女が最高位で統治することを許さない理由を明らかにすることができると主張したのである。何故なら、女をそのようなものとして創造した神[4]の意思がその理由であるということに疑いを挟むことは許されないからである。

しかし、我々は、この神の意思を自然の観察によって直接認識することはできない。何故なら、それは人間の知性の力を超えた存在であって、その御業の結果から、経験的探求(naturale scrutinium)を通して認識する以外には認識することができないからである。しかし、今や我々はそのようにして神の意思を知ることができると、[5]使徒は教えている。すなわち、使徒は、「世界が造られたときから、目に見えない神の性質は被造物に現れており、これを通して神を知ることができます」[6]と述べているからである。と言うのも、このような探求によってあらゆる被造物は神を認め、神の意思を語るからである。それはちょうど、信義の厚い人間の言葉が神の意思を語るようなものである。

アリストテレスもまた同様に、結果から原因の認識が得られると述べている。そして、原因において発端が無限に存在するわけではないので、アリストテレス自身論理の自然の流れによって、第一原因すなわち神の認識に到達しているのである。[7]ここから、次のこともまた帰結する。すなわち、神は存在しないと心の中で言うことができるのは愚かな者だけである、と。

したがって、女性は男性よりも力、強さ、その他自然の才能の点で劣っているということを私が明らかにした以上、私は、両性を創造した神の意思をも明らかにしたことになる。そして、その御業の結果から、神の意思こそが、上位者を知らない王国において女は何故に統治することができないのかという理由であるということを見出したのである。この上なく調和した世界の秩序は、下位の者が上位の者に優位すること、あるいは完全さの劣る者が全く完全な者を支配するということを決して許容しないが故に。

このようにして私は、王の孫が人間本性という泉から汲み出したものを、神の足跡から取り出した。彼はそれを丘で獲得し、私はそれを谷で捕まえた。知恵は、路上で「もし誰かが知恵を愛しているならば、私の方に心を向け、そして知恵を発見するであろう」と大声で叫んでいる。[8] その結果、いかに小さな被造物といえども、神が自らの創造主であると言わないものは存在せず、また創造主の知恵がこのようにしてそれを創造した理由を――その性質、形状、力によって――語らないものは存在しないのである。

しかし、以上のこと、また前述の〔王の〕孫が上で主張したことは人間の理性によるのでなければ説明されないのであり、しかも人間の理性には誤りが密かに忍び込み潜んでいることがありうるが故に、私は、我々が争っている王国において女は統治することができないということを、神の判決（divina sententia）――それはあらゆる誤謬を逃れているものである――によってもまた示すように努めよう。

（1）以下は、第一三章から第一五章で展開された王の娘の主張に対する反論である。「反論」の原語は replicatio であり、法律用語としては、「原告第二訴答」を意味する。すでに第七―一二章において王の弟の主張が述べられているので、それを「原告第一訴答」と見て、この語が使われているのであろう。

（2）本章において王の弟は、第一八章以下で、王の孫が、女を統治から排除する理由として「女の本性的弱さ」をあげたのに対して、むしろそれが神の意思に由来することを論じている。

（3）前出、第一五章、参照。

（4）ランベス写本では divinam namque voluntatem eas sic creantis であるが、creantis は誤りであろう。著作集版にしたがって creantem と読んでおく。

（5）著作集版の possumus は、ランベス写本では posse である。

（6）『ローマの信徒への手紙』一、二〇。

（7）典拠不明。

（8）『箴言』一、二〇―二一「知恵は巷に呼ばわり、広場に声をあげる。雑踏の街角で呼びかけ、城門の脇の通路で語りかける」、参照。

第二五章　女が最高位で統治することができないということは、神の判決によって示される。

『創世記』には、次のように書かれている。[1] すなわち、最初の母〔エバ〕がずるい蛇の狡猾さによって誘惑されて、人間が食べることを禁じられていた木の実を取って食べ、それを夫〔アダム〕に与え、夫もまたそれを食べたので、最初の母自身そのことについて主によって裁きによって咎められた時、彼女は自らの過ちを認め、「蛇がだましたので、食べてしまいました」と言った。[2] そして主は、蛇をその悪の故に三倍の責めによって非難した後、次のように述べて、女をもその過ちの故に決定的な判決によって二重の罰によって罰した。すなわち、一方では、「お前のはらみの苦しみを大きなものにする。お前は、苦しんで子を産む」、と。また他方では、「お前は男を求め、彼はお前を支配する」、と。[3] 次いで主は、同じようにその命令を守らなかった男をも、その時労働と汗の艱難によって苦しめたのである。そのことは、『創世記』によりはっきりと書かれている。[4]

さて、このような神の判決は、それが下された個々人〔アダムとエバ〕をその厳格さによって拘束したのみならず、彼らに由来する〔人間の〕類、種、性、また彼らから生ずる個々の子孫をも永遠の鎖によって拘束した。したがって、男〔アダム〕の男子たる子孫はその後労働なしに自らのパンを口にすることがなく、また男によって妊娠させられたいかなる女も生みの苦しみと痛みを逃れることがない。あるいは何であれ蛇（vipera）の子孫は女の子孫と和約することがないのであるが、それと同じように、女はどこにおいてもその時以後、男の権力と男の支配の軛を自分の首から振り払うことができなかったのである。また、その軛が最初の母を圧迫したのと同じように、その同じ軛は彼女のすべての娘達を賤しめたし、常に賤しめている。その結果、この神の掟によって拘束されない女は、過去あるいは未来において決して存在しないのである。

そして、この〔神の〕判決は、誰であれ女が男の権力と

支配の下にあるよう命じているのと同じように、女が男の支配と権力の下にないことを禁止している。何故なら、矛盾することの一方が命ぜられる時には他方が禁止されなければならないからである。

しかしながら、上位者を知らない王国において女が統治するということは、女が男の権力と支配の下にないということであり、それは前述の〔神の〕判決に矛盾することになる。それ故、女がそのように統治するということは、神の決定的な判決によって禁止されるのである。

以上のことは単純かつ明白であって、こじつけの装いによって覆われたものでは決してない。そうだとすると、女がそのような王国から排除されるために、何が証明されなければならないものとして残っているであろうか。すでに自然法によって女はそこから排除されるということが立証された。そして今や、女はそこから締め出されなければならないということが神の判決によってもまた明らかにされているのであるから。

したがって我々は、このことについてこれ以上の論証を必要とするものではない。しかし、第一部において、この争いは自然法のみによって終結させられうると結論付けられているのであるから、[5]何故に私は今やその議論を通して神法をも付け加えたのかということを示すのが適切である。と言うのも、この探求において自然法で足りるのであれば、他の法の助けが求められるのは無駄だからである。とりわけ、完全な法が探し当てることがない程秘かな誤りが隠されるということはありえないからである。またもし自然法が完全でなかったとするならば、自然法がこの争いを鎮めることができると結論付けられた理由を示すことが困難になる。

それ故私は、今やこの点について、自らより明確に少しく話しを進めるのが適切である。

(1)『創世記』三、一以下、参照。

(2)　同三、一三。

(3)　同三、一六。この後半部分に関して、編者は次のような註を付けている。「フォーテスキューの作品『イングランド王国に対する〔現〕国王〔エドワード四世〕の権原に対抗してスコットランドから発せられた若干の著作に関する声明』を比較せよ。この一節は、『学識者』によれば、『公明正大な宣言を必要とする一つの問題』であるが、フォーテスキューは次のような形でこれを克服している。すなわち、『女はすべて誰か一人の男の権力下にあってその支配に服しているということ――これが『創世記』中の

前述の判決によって女に要求されているすべてのことである――は、否定しえない。何故なら、すべての女は、男である教皇の権力と支配に服しているからである』、と」（*The Works*, p.369）。ここで引用されている小作品『イングランド王国に対する〔現〕国王〔エドワード四世〕の権原に対抗してスコットランドから発せられた若干の著作に関する声明』は、一四七一年のヨーク朝の勝利後に執筆されたもので、フォーテスキューと「学識者」（the learned man）との対話の形で書かれている（*The Works*, pp.523-541）。

（4）同三、一七以下、参照。

（5）第一部第一〇章、参照。

第二六章　かくして今や、神法の判決が探求されるべきである。

自然法の判決は、地上において他の人法の助けを必要としない程の効力を有しているのではあるが、他方、自然法は理性の流れによるのでなければ認識されえず、したがって上述の論者が理性の正しい道から逸脱した場合には、説明されているものは自然法の判決とは言うことができず、それは論者の判決となるのであるから、かくして[1]今や、次のことは無益とは思われない。すなわちそれは、我々がこの争いにおいて、神法――それは、信頼の固さによって根付かされて、変わりうる理性の流れによって動かされることのできないものである――の判決をも、視野に入れるということである。

何故なら、神法は人法と比べてより高く、またより大きな権威を有しており、人間のあらゆる判断基準（censura）は神法を通して量られるからである。そしてもし人間の判断基準が正しければ、それは〔神法によって〕是認され、またもしそれが正しくなければ、それは〔神法によって〕この上なく正当に非難されるからである。

したがってもし神法自体が、上で争われた問題において、自然法が判断していると思われるように定めていたとするならば、王の娘は直ちに自らがあらゆる法によって父の王国から排除されるということを知ることになる。そして恐らく、これを検討することによって、王の娘は、人法上よりも神法上一層重い罪によって自らが排除されることを知るであろう。

と言うのも、かの労働と汗の判決は男に対してのみ下されたように見えるが、女性がそれを免れていたと考えるな

らば、それは冒瀆にあたるからである。[2] すなわち、アダムにおいて、両性からなるそのすべての子孫が罪を犯したのと同じように、アダムのすべての子孫は彼に加えられた罰に与るのであり、その結果彼の罰を引き継ぐことにおいて男と女が区別されることはないのである。

したがって、問題はエバについてだけ残っている。すなわち、アダムに対して下された罰[3]がエバにも及んだかという問題である。と言うのは、エバはアダムの罰とは大きく異なった他の罰を受けたのであり、その罰は男の性を苦しめることはできないものだったからである。アダムは、彼自身と同様自由な意思をもっていたエバを、彼女固有の過ちなしには罪を犯したものとすることができず、またエバを自らの罪の報いに関係させることができなかったのである。

他方我々は、禁断の木の実を取って食べたエバがアダムの子孫――彼らは、両親においてのみ罪を犯し、しかし他方アダムの罰によって苦しめられた――の誰よりもはるかに重く過ちを犯したことを知っており、しかも同じ罪が最初の両親それぞれを汚し、そのために彼らが同時に楽園から追い出され――労働の汗なくして自らのパンを手に入れることが彼らのいずれにも許されていなかったような――苦難の谷において追放される身となったのである。

しかも、彼らは一つの肉であったがために、その理由で、エバが食べ物の欠如によって衰えることのないようにするために、より大きな支配権（cura）がアダムに降りかかった。したがって、アダムを助けるべく造られ、かつアダムの支配に服したエバは、アダムのみが彼らの共通の食料のために疲労させられるのを耐えることができなかった。それ故、我々には、アダムに課せられた罰からエバが自由であった、あるいはエバがそれを免れていたのではないかと考えることは許されていないのである。と言うのも、主はアダムに対して語ったことすべてを人類に対して語ったのであり、同様にエバに対して言ったことは、エバ個人に対してのみならず女の種と性に対して言ったからである。それはちょうど、主が蛇に対して語ったことが、その蛇の子孫のみならずその蛇のすべての類に対してもまた語られたのと同じである。

さて、以上のことにおいて存在していたのは、人間の言葉ではなく、神の言葉であった。主は、必ずしも常に我々のやり方で語るわけではない。例えば、主は、『創世記』第五章において、アダムとエバをアダム一人の名前で呼んでいる。[4] また主は、そのような意味において、アダムの名

の下に両性からなる人類全体に包括的に話しかけた。さらに、主がアダムに対して「塵にすぎないお前は塵に返る」と言った時[5]、主はエバをも、かの堕落によって包んだ。これは驚くにあたらない。と言うのは、ノアもまた、人間の言葉と同時に預言者の言葉でカナンを呪いながら、明示的ではないにせよ、息子〔カナン〕よりもより大きな過ちを犯していたその父親〔ハム〕に対してもまた非難の言葉を浴びせたからである[6]。

それ故、いかなる男も汗を流すことなしに自らのパンを口にすることがないのと同じように[7]、いかなる女もそうすることはない。また、パンの名の下に人間を維持するためのあらゆる必要物が意味されている。したがって女は、両性にとって区別なく共通のものであるこのような罰の他に、先の命令によって別の重大な罰を受けた以上、神の判決の形は、女が男よりも一層重い罪を犯したということをはっきりと証明していることになるのである[8]。

裁判官は誰でも、過ちの程度にしたがって違反者の罰を量るのであるから、神の審判において女が男よりも重い罰によって懲らしめられる以上、女の悪が男のそれより重かったということに疑いの余地があるはずはない[9]。また、判決の形式と罰のバランスは明らかに次のことを宣言している。それはすなわち、このような度を超えた女の悪は、女が男同様罪を犯したのみならず男が罪を犯すよう駆り立てもしたということだけに存したのではなく、むしろ女が男に対して負っていた服従を省みずに、敢えて男を教示しようとした点に存したということである。

そして、神の判決は我々によっては探索しえない深淵なのではあるが、他方で神の判決の形式がその理由を我々に明らかにしてくれる度に[10]、その理由を精神において説明したり吟味したりしないことは怠惰の悪となるであろう。何故なら、神の裁判の秘蹟を考えることは、敬虔な人々の精神にとって喜ぶべきことだからである。

したがって、自らが満足するために男を死に追いやった女を罰するのに、彼女が産むことを望む男を産む時に苦痛を伴わせることよりも適切なやり方がありえたであろうか[11]。また軽蔑的な服従者の高慢さを抑えるのに、嫌がっている彼を、彼が軽蔑した者の支配に一層強い鎖で服従させるよりも妥当なやり方がありうるであろうか。

何故なら、女の侮辱によって堕落した男から、その愚かな行いを理由として、支配の名誉を奪うことは、これ程の裁判官〔神〕にとってふさわしいことではなかったからである。そうではなく、たとえ上位者がより重い犯罪を犯し

ていたとしても、下位の者が以前の服従を放棄した以上、不服従者に対する上位者の権力をかつてよりも強化することは理に適ったことである。

かくして、以上のことが考量される時、神の判決の形式は次のことを明らかに示している。すなわち、子を産むという女の罰は最初の親〔エバ〕のもっていた罪を犯そうとする衝動から引き起こされたということ、そしてまた女が以前は単に連れ（socius）として服従していた男に対して、主人（dominus）として服従するようになったことは、女の不服従の故に生じたということである。

そうだとすると、以上のことが正しく考慮された時、上で論じられたことがあらゆる誤りの覆いと無縁であるということ、すなわち女は罪を犯す以前に自然法によって男に服していたということを、このような創造主の判決が示す以上に、はっきりと示すものが何か存在するであろうか。それは、自然的服従を侮辱したという理由で女をかくのごとくに非難したからである。

（1）著作集版には、ランベス写本のquoが欠けている。

（2）欄外に「男に対して下された判決は女をも対象にする」という註記がある。

（3）著作集版のsancitaは、ランベス写本ではsanctitaである。

（4）『創世記』五、三―五、参照。

（5）同三、一九。ヴルガタ版では「塵」はpulvisであるが、ここではcinisと表現されている。

（6）同九、一八以下、参照。

（7）著作集版のcommeditは誤植と思われる。ランベス写本ではcomeditである。

（8）欄外に「原罪に対する罰は男に対するよりも女に対する方が一層重くなる」との註記がある。

（9）著作集版のpotuitは、ランベス写本ではpoterittである。

（10）著作集版のeorumdenは誤植であろう。ランベス写本ではeorundemである。

（11）『創世記』三、一六「神は女に向かって言われた。『お前のはらみの苦しみを大きなものにする。お前は、苦しんで子を産む』、参照。

第二七章　神法はいかにして自然法の判決を是認するか。

今や、この争いにおいて神法が自然法に付け加えられる

ことが適切なのではないか。自然法は、女が自らの意思で男に服従するようにした。しかし、女がそれを拒んだ時に、神法は女の意思を抑制して、他の意思によって女が男に服するよう駆り立てた。自然法は女が自由に男に服するよう定めた。しかし、女がその自由を濫用した時に、神法は女の自由を削減して、女を男の支配に服せしめた。自然法は女が男によって助言され、方向付けられるよう命じた。しかし、女がこのことを侮って、あえて男を教えようとした時に、神法は以後男を以前よりも厳しい女の指導者(pedagogus)としたのである。自然法はしばしば、人間理性の霧の下に隠れることがある。しかし神法は自然法の真理を露わにして、自然法をあらゆる過ちの汚染から解放するのである。

そうだとすると、神法は我々の間での論争に対して適切かつ役立つ仕方で持ち出されるのではないか。何故なら、王の孫と私が同じように自然法の定めによって説いたすべてのことを、神法は今やその罰(censura)の形式と効果によって是認[1]し確証するのみならず、我々の論争の過程からあらゆる過ちの疑いを取り除き、すべての違反者をあらゆる罰で追及[2]し、懲らしめるからである。このようにして、自然法が立てたと我々が述べたすべてのことそれ自体が永遠に遵守されるよう、今や神法がより強い鎖によって命じているということが明らである。

我々は、人法が女は男に服するよう定めたと主張した。しかし、女がその軛を決して捨てることがないように、神法は男をその主人とした。その結果、もし自然が定めたことを女が自発的に行うことを拒むならば、女は神法が定めた力によってそれをなすよう強いられるのである。女が男を尊敬するのを恥じることがないように、男は女の主人とされた。また男は、女が反抗した場合に自らに従うよう強制することのできる権力を与えられた。このようにして、主は男を永遠の報酬、すなわち権力の報酬と支配の誉れによって雇った。女がそれ以上自然法の掟に違反することがないように、女を妨げるためである。

この論争の助けとして、このような神の判決からさらに何が帰結するかを、私はさらにより深く検討すべく試みてみよう。

(1)　著作集版の sub censure forma et effectu は、ランベス写本では sue censure forma et effectu である。

(2)　著作集版の cum censura は、ランベス写本では quam censura である。

第二八章　神法は人法よりも一層強く、女を王位から排除する。

自然法が何を命じようとも、支配者（princeps）がさらに命令（edictum）によってそれが行われるよう命じた場合には、その命令は以後それまで自然法がしていたよりも一層強く支配者の臣民を拘束する。それ故、もし誰かがその時以降その命令に違犯したのであれば、その者は自然法の罰によって罰せられるのみならず、支配者の命令に対する侮辱（contemptus）の故に一層重い罰を受けることになる。

したがって、殺人は自然法によって許されていないのであるが、しかし主が〔二枚の〕石の板（tabula）に書かれた命令によって殺人を禁じた後[1]は、殺人は以前よりもはるかに重大な犯罪となり[2]、したがって違反者を一層重い罰に服させたのである。それ故、全世界が自然法の下で支配されていた時代に弟〔アベル〕を殺害したカインは、殺されるよう命じられたのではなく、さまよい、さすらっていくことを許された[3]。しかし、『申命記』においてより明確に教えられるように、シナイ山において殺人が禁止された後は、殺害者はすべて殺されるように命じられている[4]。

さらに、二つの鎖は一つの鎖よりも一層強く拘束する。しかしまた、賢者〔コヘレト〕が述べているように、「三つよりの糸は切れにくい[5]」。それ故、支配者の権威が決定的な判決によって誰かがその犯罪の故に罰せられるべきであると判決を下した場合には、その判決の厳格さは、以後それまで支配者の命令あるいは自然法がなしていた以上に強く違反者を拘束するのである。ここから、神の命令は禁断の木から食べている者を永遠の死に値すると判決を下したのであるが、キリストの受難は選民をそこから救った。しかし、キリストの受難も他のいかなる償いも、その過ちの故に主がその決定的な判決によって人間に科した罰を緩和することはなかった。人間の妊婦で痛みなしに出産した者がかつていたであろうか。あるいは労働なしにパンを口にした男がかつていたであろうか。また実際、これまで蛇の子孫は女の子孫と和解してはいないのである。

したがって、自然法が女性に関して定めたことを神の命令もまた命じたのであれば、自然法の判決はその点で一層堅固に守られなければならないのみならず、自然法の判決に違反した女は一層重い罰によって罰せられなければならない。自然法が禁止したことが主の決定的な判決によって一層重い罰をもって禁止されたのである以上、それは確固

としたものとして留まり、その結果、それはいかなる方法でも弱められて、主要な部分が傷つけられることがなくなるのである。

そうだとすると、以上の検討において今や我々は、見出すことを予想していたものを見出すのではないか。すなわちそれは、女は、人法よりも神法によって、より大きな罪の危険の下に、我々が争っている王国から排除されるということである。実際、女は、前述の神の判決によって、それまでよりもはるかに強固にその王国から遠ざけられるのである。と言うのも、自然法の判決が遵守されるように命じている支配者の命令を蔑ろにすること[6]は、自然の単純な判決を無視することよりも大きな罪であるから、決定的に下された支配者の判決を侮辱することはるかに大きな罪であると認識されるからである。支配者の判決は、単なる命令が拘束するよりも一層強く拘束すると認められるからである。

したがって、主が、女は常に男の権力下になければならない、すなわちそのような王国において統治してはならないと判決をもって定めた以上、神法は以前に自然法がなしていたよりも一層重く[7]、[8]前述の王国を欲することを罪とし、女がその王国に入らないよう一層強固に排除するのである。

したがって私は、今や神法を主張しながら、この争いにおいて自然法の権威から遠ざかるようには思われない。そうではなく、私はこれまで以上に自然法に従っているように思われる。私は、より高次の法〔神法〕の権威によって自然法の判決[9]を承認するが故にである。

かくして、裁判官の中で最も正しき方よ、これ以上王の娘が父親の王国を請求することをやめさせるように。今後、彼女にとってその王国に入ることが不可能である程に、彼女の侵入が門や柵によって止められていることを、あなたが知っているからには。

(1)『出エジプト記』二〇、一三、『申命記』五、一七、二二、参照。
(2) ランベス写本にはfuitがないが、著作集版にしたがって、補って読んでおく。
(3)『創世記』四、一二「お前は地上をさまよい、さすらう者となる」、参照。
(4)『申命記』にはシナイ山に関する記述はあるが、「殺害者はすべて殺されるように命じられている」に該当する記述は見当たらない。
(5)『コヘレトの言葉』四、一二。
(6) ランベス写本も著作集版も、principis preceptum

spernere jubens legis nature sententiam servari であるが、jubens の部分は jubentem と読んでおく。

(7) 著作集版の quum は、ランベス写本では quam である。

(8) 著作集版の iniquum は、ランベス写本では iniquius である。

(9) 著作集版にはランベス写本の eius が欠落している。

第二九章　提起された問題は自然法によってのみ完全に解決される。

我々が、この論考の敵対者達に反駁するための材料を[1]曝していると思われることがないように、依然として[2]一つのことを説明することが不可避である。第一部において我々は、我々の問題が自然法によってのみ解決されうると述べた[3]。そして今、私は神の判決について説明し[4]、それが自然法よりも一層確実かつ強固に当該問題を決することができると主張した。

そうだとすると、今や私が、他の法〔神法〕の方が当該問題の解決のためによりすぐれており、またより効果的であるということを見出した以上、何故に我々は、かくも注意深く当該問題の解決のために自然法の定めを検討したのか。また何故に我々は、自然法の本質と力の探求のためにこれ程の時間と労力を費やしたのか。実際このことは、確かに微妙な問題であって、妬み心をもった人々にとっては好都合なことである。しかし、このことは第一部において十分解明されており、その闇はこの上なくはっきりと晴らされている。何故なら我々は、第一部において、神法は曖昧なすべてのことを解明するのに十分であるが、他方、人間の争いを終わらせるためには人法が必要であるということを明らかにしたからである。

夜にとって月の輝きが必要であり、太陽光線の力によるのでなければ、月自らはその輝きを放つことがないのと同じように、また太陽は全世界を照らすのに十分であるにもかかわらず、他方で、月を介してでなければ、夜にその光[5]を我々に届けることがないのと同じように、真理の太陽として立ち現れる神法もまた、自然法の仲介とその教えによるのでなければ、提起された事例において我々の無知の闇を調和的に（proportionabiliter）照らすことはない。

したがって我々は、我々の事例において自然法の判決をあらゆる法の権威よりも優るものとしたからには、恐らく単純な人々（simplices）によって、我々は自然法の判決

を神法のそれにさえ優るものとしたと言われるとしても、他方、慎重な人々（circumspecti）からは、我々がそのようにしたと感じられるということはありえないであろう。何故なら、永遠法はその無限さによって人間の知覚によるあらゆる認識を超えるものなるが故に、現世法（temporalis lex）と永遠法（eterna lex）の比較はなされえないからである。

それ故、〔『グラーティアーヌス教令集』第一部〕第五分節付言において、[6] 自然法はあらゆる法の中で時間の点でも威厳の点でも第一の地位を得ていると一般的に述べている、かの教会法も、永遠法を含めているようには思われない。この言葉において教会法自体が神法を明示的に排除しているわけではない。しかし、教会法はその一般的意味（sententia generalis）において神法を含んではいないのである。

また、前述の別の論考〔第一部〕においてより平易に説かれているように、[7] 自然法は単に人法であるばかりでなく、神法でもある。イシドルスもまた『語源論』第一巻において、自然法を端的に神法と名付けており、これはまた教会法において〔『グラーティアーヌス教令集』〕第一部の「あらゆる」の分節において用いられている。[8]

また、自然法は地上に属するものを支配し、したがってきわめてしばしば人法と名付けられるのではあるが、このことによって神法であることをやめるわけではない。それはちょうど、月が太陽の道具として夜に光を与えながらも、天の身体であることをやめないようなものである。

同じようにまた、今私によって示された判断は永久的なものであり、神法と名付けられるに値するのではあるが、他方それは永遠法ではない。と言うのは、それは時間そのものに起源を有しているからである。[9] 同様にまた、自然法が我々の問題の真理を完璧に解明した後に、神法は初めて公布された。[10] したがって、我々の問題が神法――それが神の〔法〕と言われるにせよ――によって解決された、あるいは解決されえたと単純に言われることはできない。何故なら、一旦殺された者が殺されえないように、一旦終わらされたものは終わらされえないからである。

それ故、最初の両親に対して下された、かの判決は我々の事例を厳密な意味で終結させるものではない。そうではなく、かの判決は我々の事例が自然法の判決によってすでに終結させられていたことをこの上なく確実に証明したのである。かの判決はまた、自然法の判決を確認したものであり、かつ現在確認しているのである。

しかし、これらのことがある種の闇によって覆われていると思われることがないように、それらを多少ともより明らかにすべく試みてみよう。女が最初に男に服従しているのが見出されるのは、女が前述の神の判決によって男に服従するように命じられたが故にではなく、その判決が下される以前に自然法の定めによって男に従うよう命じられていたからである。女は、敢えて男を導こうとすることによって、自然法の定めを破ったのである。そこで、正義の要求にしたがって、神の考えに基づいて神の判決が生じ、この判決によって女は自らが犯した罪の過ちを償い、以前にもまして自らが〔男に〕服従していることを知ったのである。

このようにして、我々の問題の疑問点は神の判決の力によって始源的に、あるいは根本的に解決されたのではない。そうではなく、その疑わしい点が自然法の判決によって始源的に晴らされたが故に、その後、主によって神の判決が下されたのであり、主の判決によって自然法の判決が以前よりも一層強く固められたのである。

かくして、我々の問題は前述の〔神の〕判決の基準によってではなく、自然法の定めによってのみ解決されるということが認識される。確証しているものではなく、確証されているものが、動力因（efficiens causa）であると考えられるからである。実際、道徳的命令（precepta moralia）によって禁止されていることは、あたかもそれが道徳的命令によって禁止されていなければ[11]罪ではなかったかのごとくに、罪であるのではない。そうではなく、以前に自然法によってそれが罪とされていたが故に、それは罪なのである。さらにそれは、神の命令によって禁止され、したがってその罪は以前よりもはるかに重くされたのである。そして、それを犯す者達の[12]罪は重くされた。また、その罪が神の命令に反して犯されたのみならず、自然法の掟に反して犯されただけ、それだけ一層大きな効果[13]をもつのである。ここからまた、単に儀礼的な命令（precepta ceremonialia）に反して行われただけの罪は、とりわけ同じ対象に関して言えば、道徳的命令に反して犯された罪よりも過ちの程度が低かったのである。

（1）著作集版のobloquendo materiamは、ランベス写本ではobloquendi materiamである。

（2）著作集版のad hocは、ランベス写本ではad hucである。

（3）第一部第一〇章、参照。

(4) 著作集版には、ランベス写本の pandi が欠けている。
(5) 著作集版の nobis は、ランベス写本では nocti である。
(6) ランベス写本も著作集版も「第五分節第一法文において」(quinta distinctione capitulo primo) としているが、当該箇所は第一法文の前に置かれたグラーティアーヌス自身の「付言」(D. 5 d. ante c.1) 中にある。
(7) 第一部第四二章、参照。
(8) D. 1 c.1. 但し、イシドルス『語源論』の引用箇所は第一巻ではなく、第五巻第二章である。第一部第五章および第四二章註(1)、参照。
(9) 「時間そのものに起源を有している」(a tempore ipso sumpsit exordium) なる表現において、「現世法」(temporalis lex) であって、永遠法ではないことが意味されているのであろう。なお、ランベス写本も著作集版も、tempore ipsa であるが、tempore ipso の誤りと思われる。
(10) ここで「神法」として念頭に置かれているのは、モーセの律法である (前章、参照)。
(11) 著作集版の et alias は、ランベス写本では ut alias である。
(12) ランベス写本では in ea committencium であるが、著作集版同様、in をとって読んでおく。
(13) 著作集版の majores effecti は誤植であろう。ランベス写本では majoris effecti である。

第三〇章　神の判決は、女が最高位において統治することを法的に (de jure) 許容しない。しかし、自然法は、女がそのように統治することを法的にも事実上も (de facto) 許すものではない。

さらに、最初の両親に対して下された前述の判決と自然法は、我々の問題を解決するにあたって同一の効果あるいは力を有しているのでもなければ、その問題を決する際に同一のあるいは似たような結果を齎すものでもない。

何故なら、神の摂理の光であると我々が述べた自然法は、人類の起源 (radix) ――そこにおいて、自然法は人類を二つの性に分けた――において、女を最高の統治から自然に排除したからである。それ故に、女は今請求されている領土 (regio) について資格なきものとされ、その結果、たとえ女がその王国に事実上入り込み、支配し、あるいは不法に占有したとしても、女はこのことによってその王国の支配者 (domina) あるいは女王 (regina) とされるわけではない。それはちょうど、他人の妻を娶った男が夫とはされないのと同じである。すなわち、自然が厳として分

かつものは、技術（ars）によって結合されえないからである。[1]そのことは、上で示された例、すなわち膠あるいはセメントによって結合されることのない石および木の例が教えるところである。[2]

したがってまた、たとえ女が至上の王国において滞在したり、さらには騒擾を起こすことができるとしても、しかし女が至上の王国を与えられるということは自然法によって禁じられるのである。ボエチウスは、『哲学の慰め』第四巻において次のように述べることによって、プラトンの見解に基づいて、このような行動様式について語っている。すなわち、「かのプラトンの見解の真実なることがわかる。プラトンに依れば、賢者のみがその願望するところを成就し得、邪悪者は之に反して、自分に気に入ることは為し得ても、決して自分の真に願望するところを充し得ないといふのである」、と。[3]

と言うのは、深く考察する者にとっては自明であるように、王の娘が請求されている王国との間で結ぶことを望んでいるような結合は、存在の理由（ratio entis）から由来するものではなく、したがってまた――それが創造の本性（natura plasmationis）に反しているが故に――事物の本性（natura rerum）から由来するものでもないということを、自然法は人間の創造（conditio）の最初において示したからである。それ故、そのような結合は法的に生じえないのと同様、事実上も生じえないことになる。

しかし、本事例の判決において前述の〔神の〕判決がもたらす効果は、そのような〔自然法がもたらす〕効果とはるかに異なったものであり、また全く別のものである。何故なら、その判決は請求されている王国と女による統治とを根本において分つのではなく、それらが常に分たれたものとして存在することを、ある種刑罰の厳しさによって強制する。その結果、その判決は前述の結合が法的に生じることを許しはしない。しかし、何故に[4]そのような結合が事実上生じうるかを、この判決は明らかにすることがないからである。

したがって、我々がこれ程努力して自然法の秘密、力、本質を調べ上げたのは――競争相手達がやむなくそれを非難している[5]のとは違って――無駄ではなかったのである。何故なら、我々が求めている隠された真理を余すところなく完璧に明るみに出し、それを根本的に宣言するに十分なのは自然法だけだからである。これに反して、前述の〔神の〕判決は、そのような真理をある程度明らかにするとはいえ、それを完璧に示すものではない。すなわち、部分的

には示すが、完璧にではない。また、場合によってはそれを明るみに出すが、常にではない。それを間接的に証明はするが、直接的にではない。それを示されたものとしては知るが、最初に見出すわけではない。

しかし、かの自然法は、前述のごとく、それとははるかに異なった形で働く。すなわち自然法は、完成された形で、無条件で、完璧に、他の力ではなく固有の力で、間接的にではなく直接的に、かつ始源的に事実においても法においても当該真理を明らかにし、かつ示す。前述の〔神の〕判決は、そのようにすることができない。それは、〔最初の両親において〕罪が生じたが故に下されたが故である。

したがって、我々が、自然法のみが我々の問題を解決することができると述べたのは正しかったのである。そして、自然法に最も良い形で神法が付け加えられる。神法は自然法の掟を確認し、人法自体がなしうるよりも強固に自然法の掟が遵守されるように命じるからである。神法はまた、その権威の偉大さによって人法の判決からあらゆる疑念と誤りの疑いを払拭することができる。

かくして、神法および人法によってかくも一致して結論付けられたことは、この上なく確実であり、またこの上なく揺るぎないと認識される。それ故、最良の裁判官よ、汝もまた、人法のみならず汝の主たる神もまた下すように、判決を下されんことを。

(1)　アリストテレス『自然学』第二巻第八章「一般に、技術は…自然のなすところを模倣する」(全集版、七五頁)、参照。なお、第一部第一八章註(8)も参照。

(2)　前出、第九章、参照。

(3)　『哲学の慰め』第四部第二(畠中訳、一六二頁、参照)。なお、プラトンは、独裁者あるいは悪しき弁論家を例にとって論じている。『ゴルギアス』四六六以下(加来彰俊訳、岩波文庫版、一九六七年、六四頁以下)、参照。

(4)　著作集版の quum は、ランベス写本では quia である。

(5)　著作集版の diffamare simulantur は、ランベス写本では diffamare stimulantur である。

〔王の〕弟による〔王の〕孫の最後の主張に対する反論[1]

第三一章　最初に王の弟は〔王の〕孫の比喩[2]を論難する。

王の娘が反論したことに対してはすでに十分なことが述べられたと、私は考える。したがって、ここで私に要求されることは、彼女の息子〔王の孫〕が主張したこと――彼はそれによって、我々が求めている王国を自分が手に入れることができると信じている[3]――に対して異議を唱えることである。

すでに王の孫は、全く抜け目なくその権原を主張した。彼は、自分が祖父の王国を要求するのは、母親を介してであるが、しかし母親の相続人としてではないと述べ、そのことによって自らが承認した次のような〔法の〕準則(regulae censura)を避けることができると考えている。すなわち、それは、いかなる者も自らに属していると認識される以上の権利を他人に移転することはできないと教えている準則である[4]。しかし、この掟はローマ法の教えというよりは自然法の教えである。したがって、いかに奸計に長けた者[5]といえども、いかなる狡猾さをもってしてもその真理を免れることはできないであろう。

孫は母親を次のものに準えることによって、すなわち、梁が上から建築物に据え付けられる綱に、また言葉を聞き手に伝える音に、さらには売られた物の所有権を買主に移転する契約に準えることによって[6]、彼は、母親が祖父の王国を与えられることができないにもかかわらず、そのような母親さえもが孫に祖父の王国を移転することができるということを立証しようと試みているのではないか。

しかし、そのような比喩の効果はそれとははるかに違っているのである。何故なら、移転する者に決してとどまっていなかった物は他人に移転されえないからである。そこで、綱が建築物に据え付けた梁はかつて綱に依存していたのであり、また聞き手に伝わった言葉は声の中に閉じ込められていたのであり、さらに契約はそれが買主に移転した権利を欠いてはいなかったのである。

しかし、自らに属していると認識される以上の権利を他人に移転することはできないが故に、統治権が決して属することができなかった女は、前述の孫も私も共に上で証明したように、統治権を孫に移転することはできないのである。すなわち、梁が綱に依存していたのとは異なって、統

治権は女の中に存在していなかったのであり、また声が音の中に包み込まれていたのとは異なって、統治権は女の中に包み込まれてはいなかった。さらに、契約が契約する者の権利を内包していたのとは異なって、母親は統治権を内包してはいなかったのである。何故なら、契約は所有権を売主から取り去り、それを買主に移転する。しかし、女は統治権を他人に移すことのできる経路であることはできない。と言うのも、彼女は統治権にとって立ちはだかるものであって、経路ではないからである。

また、孫が想像しているのとは異なって、母親が父から引継ぎ、息子に伝える血の近さは膠に類似させられるものではない。何故なら、厚い板を結合する膠は二枚の板と共に媒介としていつまでもとどまるからである。そのようなことを母親は祖父と孫〔彼女の父と息子〕と共になすことはできない。何故なら、彼女はそのようにして息子に結び付けたはずの王国に触れることはできないからである。

しかし、何と言うことであろうか、私がひどく驚くことには、今、王の孫があたかも入り組んだ家におけるごとくに巻き込まれている、このような困難な状態を、法の創始者達は予見していたように思われる。と言うのも、彼等は前述の法の準則だけで満足することなく、あたかもそれを説明しているものであるかのごとくに、別の準則をもまた、法の準則の中に挿入しているからである。それはすなわち、『学説彙纂』の「法の準則について」における「いかなる者も、自らが有していた以上の利益を自分の相続人に残すことはない」という準則である。(7)

そうだとすると、今この法の規範（norma legis）がなしている以上に明確に、何がこのような詭弁の闇を払いのけ、また〔王の〕孫の意見を粉砕できるであろうか。この法の規範は、別の〔先の〕規範同様、利益を有していない者が他人に利益を移転することを制限するのみならず、そのような者が自分の相続人に利益を残すことができるということを明確に否定しているからである。したがって、この準則は反対のことを言っている人々の主張からほとんどすべての疑いのベールを取り去るのである。

法の準則は法の新しい宣告（nova legis edicio）ではなく、以前に存在していた法の手短な解説である。それ故、同じタイトルの第一法文に「準則とは存在している物を手短に説明するものである。それは、準則から法が由来するのではなく、存在している法から準則が生じるようにである」と書かれているのである。(8) それ故、我々は今上で述べられた準則が人間の掟であると考えてはならない。そうで

はなくて、我々は、それがすでに存在していた法、すなわち自然法の説明（elucidacio）であると考えなくてはならない。それは、我々を自然法の定めについてより確実なものとするものである。

かくして、以上のことが今や明白であるからには、これらについてこれ以上議論することは適当ではない。

（1）以下は、第一六章から第二三章で展開された王の孫の主張に対する反論である。
（2）前出、第一八章以下、参照。
（3）著作集版の existimet は、ランベス写本では existimat である。
（4）Digesta, 50, 17, 54（ウルピアーヌス）.
（5）著作集版の versipellis は、ランベス写本では versipellex である。
（6）前出、第一六章、参照。
（7）Digesta, 50, 17, 120（パウルス）.
（8）Digesta, 50, 17, 1（パウルス）.

第三二章　〔王の〕孫が提示した事例は彼の権原と同じものではない。

他方、〔王の〕孫がこの上なく正しく述べたことは、この争いにおいて彼に何をもたらすであろうか。すなわち、それは、もし彼が娘を通してではなく息子を通して王の孫だったとしたならば、また彼の父親が〔彼の〕祖父の存命中に死亡したとしたならば、その場合には、孫である彼は、自然法によって、その王国を他人に与えたり譲与したりする権力を決してもってはいなかった父親を通して、その祖父を継承したはずであるというものである。[1] 実際、そのような主張は正しい。しかし、それは我々が論じている事例と同じものではなく、したがって、この争いにおいて決して〔王の〕孫を利するものではない。

何故なら、息子は請求されている王国に対して権利を有しているのであり、父親の存命中はその王国における一種の潜在的権利（jus latens）を有していたからである。『法学提要』の「相続人の性質と違いについて」の「しかして、その」においてローマ法が述べているように、[2] 息子は父親存命中にある種の主（dominus）と看なされるからである。同様に、使徒もまた、「相続人が子供の間、彼はあらゆる

人の主となるとしても、僕と全く異ならない」と述べて、[3]息子を主と呼んでいる。また族長ヤコブは、かりに彼の兄〔エサウ〕が父親〔イサク〕の相続において何らかの権利を有していなかったとしたならば、父親の存命中に長兄の権利を騙[4]し取りはしなかったであろう。[5]実際、かの福音書の放蕩息子は、もし父親の財産についていかなる権利も彼に生じなかったとしたならば、父親に対して「わたしが頂くことになっている財産の分け前をください」[6]とは言わなかったことであろう。

さらに、イングランド王国においては、父親の同意があれば、息子は父親の存命中に教会の扉の前で（ad ostium ecclesiae）家産の中から自らの妻に財産分与することが可能である。[7]しかし、この息子は、他人の家産については、たとえその他人がこのように彼がその妻に財産分与することの同意を示すとしても、そのようにすることはできない。またイングランド王国において、誰かある孫[8]が国王裁判所において限嗣不動産権（talliatum fundum）を請求する場合、たとえその父親が祖父の存命中に死去するとしても、原告自身は、その不動産権が祖父から自分の父親に継承されたと主張するであろう。相続権が父親の存命中に息子の下にこっそりと（latenter）入り込み、それが父親の死後その全相続財産を彼の下に引き寄せるからである。

しかし、請求されている王国において、そのような権利が娘に継承されることはできない。何故なら、娘はこのような王国を有する資格を有しておらず、神法および人法によってそこから排除され、その結果そのような王国はいかなる権原によっても娘に帰属させられえないからである。

かくして、このような王国は、たとえ娘が父親より長生きしたとしても、決して娘に継承されえない以上、娘を通して孫に継承されることはありえない。同じように、前述の孫が前述の類似性を理由として[9]自らに主張したあらゆる権原は粉砕される。そのような類似性は、我々の事例に結び付けられた場合には、類似性ではなく、詭弁と呼ばれるに相応しいからである。

（1）前出、第一六章、参照。なお、本書が書かれた時点で代襲相続権が確立していたことについては、第一部「はしがき」註(2)を参照。
（2）Institutiones, 2, 19, 2.
（3）出典不明。
（4）著作集版のprimogeniti jusは、ランベス写本ではprimogenitaである。
（5）『創世記』二七、一以下、参照。

(6)『ルカによる福音書』一五、一二。

(7) 編者はここに次のような註を付けている。「これは父親の同意に基く寡婦産（dower ex assensu patris）であり、教会の扉の前での寡婦産（dower ad ostium ecclesiae）の一種である。クックの『註釈リトルトン』第一巻第五章第三九、四〇節を見よ。『父親の同意による寡婦産分与とは次のような場合である。すなわち、父親が相続可能財産（tenements in fee）のシーズンを有しており、法定推定相続人であるその息子が婚姻している場合に、修道院ないし教会の扉の前で、父親の同意を得て、父親の土地ないし財産の一部を妻に寡婦産分与し、その量と区画を指定するものである』、と〔クックは述べている〕。『ブラクトン』（同書第三九節で引用）は次のように言っている。『このような取り決めは教会の面前、教会の扉の前でなされなければならない。すなわち、死（ないし婚姻）の床あるいは部屋の中あるいは秘密の婚姻（clandestina conjugia）が行われた別の場所ではなされえない』。ヘンリ八世治世第二七年法律第一〇号（ユース法）によって、土地の売買を制限するために、あるいはまた他の面倒なやり方で作用していた寡婦産の悪い点と不便さが、寡婦産の代わりに寡婦給与（jointure）を提供することによって緩和された。その結果、寡婦給与を有する寡婦は寡婦産を請求できなくなった。そして、それは、ウィリアム四世治世第三―四年法律第一〇五号によって取り除かれた。この法律は、妻の寡婦産に対する権利を実質的に完全に夫の意思によるものとしたからである」（*The Works*, p.369）。

(8) ランベス写本では、nepos aliquis の aliquis は行間挿入である。

(9) 著作集版では ratione similitudinem predictarum であるが、similitudinem は誤植であろう。ランベス写本では similitudinum である。

（未完）